

○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年総務省告示第六百九十五号）の一部改正案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（位置情報）</p> <p>第二十六条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であつて、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に提供しないものとする。</p> <p>2 電気通信事業者が、位置情報を加入者又はその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 電気通信事業者は、第四条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。</p> <p>4 電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に見るために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（位置情報）</p> <p>第二十六条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であつて、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に提供しないものとする。</p> <p>2 電気通信事業者が、位置情報を加入者又はその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 電気通信事業者は、第四条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。</p>